

I. 条例の構成

1. 条例制定の目的

すべての市民が住み慣れた地域社会において、安心して快適な生活を営み、積極的に社会参加を行いながら心豊かな生活を送ることのできるよう、川崎市では「福祉のまちづくり条例」を制定しております。

障害者や高齢者、妊産婦、ケガをした方々が、まちの中の建築物や道路、公園などを利用するとき、不便を感じたり使うことができないということがありますが、「川崎市福祉のまちづくり条例」では、このようなことのないよう、新しく施設をつくるときにスロ

ープや手すりの設置など、障害者等の利用に配慮した整備をするよう基準を定めております。

また、すでにある施設についても、障害者等に配慮した整備の努力をしてもらうことにしております。

これらの施設整備により、人にやさしい福祉のまちづくりを進めておりますが、福祉のまちづくりが目指している「まちづくり」を推進するためには、市民がお互いに理解し助け合っていくことが何よりも大切なことです。

2. 条例制定に至る経過

条例の制定以前

本市では、「川崎市身体障害者のための公共建築物設計指針」を昭和49年に制定し、市の公共建築物のバリアフリー化を推進してきましたが、全国的に福祉のまちづくりが進展する中で、公共建築物のみならず、不特定かつ多数の人々が利用する民間の施設等についても、バリアフリー化を図って社会参加を促進するため、昭和60年に「川崎市福祉の街づくり環境整備要綱」を制定いたしました。

また、平成5年には、これまでの要綱を廃止して、整備対象施設の拡大や、通路、階段及びスロープの幅員拡幅、また、車いす使用者用駐車場やエスカレーター等の設置基準の新設等を規定した、新たな「川崎市福祉のまちづくり環境整備要綱」を施行するなどして、制度の充実にも努めてまいりました。

条例の制定

その後、平成6年に「高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律」(以下「ハートビル法」という。)が施行されたことにともない、全国的にも条例化の流れが促進されました。

このような状況の中で、平成8年には「神奈川県福祉の街づくり条例」が施行されたこともあって、本

市においても、平成8年に策定した「川崎新時代2010プラン」第二次中期計画において独自の条例制定を掲げ、平成10年1月に「川崎市福祉のまちづくり条例」を施行いたしました。

社会状況の変化

急速な少子高齢化の進展や「高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律」(以下「交通バリアフリー法」という。)の制定、更にはバリアフリーに対する関心の高まりなどから、新しい整備基準を盛り込んだ「神奈川県福祉の街づくり条例施行規則の一部を改正する規則」が平成14年4月から施行されました。

また、同年7月には、ハートビル法も改正され、特定建築物の範囲が「不特定でなくとも多数の者が利用する」施設にまで拡大されるとともに、特別特定建築物のうち2,000㎡以上の建築物には「利用円滑化基準」の適合義務化を定めるなど、川崎市福祉のまちづくり条例を取り巻く環境は急速に変化してきました。

整備基準の見直し

このような状況から、本市では「川崎市バリアフリーのまちづくり推進協議会」の中に、学識経験者や障害者、市民代表等で構成する「整備基準改正検討

部会」を設置するとともに、障害者や高齢者等にアンケートやヒアリングを実施するなどして広く市民の意見を伺いながら整備基準の見直しを行い、より高い水準の整備基準を盛り込んだ「川崎市福祉のまちづくり条例施行規則」を平成15年11月1日から施行いたしました。

バリアフリー法に対応した整備基準の見直し

また、平成18年12月20日には、高齢者、障害者等の円滑な移動及び建築物等の施設の円滑な利用の確保に関する施策を総合的に推進するため、従来のハートビル法及び交通バリアフリー法が統合され、

所要の措置の拡充が図られたうえで、新たに「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」（以下「バリアフリー法」という。）として施行されました。

これを受け、同法に基づく整備基準との整合を図るため、本条例の整備基準を、法に基づく整備基準と同等以上の基準に改正するとともに、これまで条例を運用してきた中で規則に盛り込む必要性が明らかになった整備内容や項目を追加した「川崎市福祉のまちづくり条例施行規則」を平成20年4月1日から施行いたしました。

3. バリアフリー法との関係

バリアフリー法は、高齢者、障害者等の利用に配慮した整備を進めるという点で本条例と目的を同じくするものですが、「不特定かつ多数の者又は主として高齢者、障害者等が利用する」特別特定建築物のうち、床面積2,000㎡以上の建築等をする者には特定施設の構造及び配置に関する基準（建築物移動等円滑化基準）の適合義務を課しております。また、「不特定でなくとも多数の者が利用する」特定建築物には建築物移動等円滑化基準の適合努力義務を課しており、必要な指導・助言を行うこととなっております。

これに対して本条例は、基準適合命令等の強制力はありませんが、建築物以外の道路や公園にも整備基準の適合義務を課すなど、街全体の整備を進めることを求めており、さらに事前協議を義務付けている指定施設の面積要件においても、バリアフリー法の対象面積よりも小さくするなど、より広い範囲の建築物の整備を直接的に指導できる制度となっております。

また、整備基準についても、バリアフリー法の建築物移動等円滑化基準より高い水準に設定するなどして、地域の特性や施設用途、規模、利用者の特性を十分に把握しながら実情に合った柔軟な整備を進めていく体制を整えておりますが、急速な少子高齢化の進行、ユニバーサルデザインに関する意識の高まり等、福

祉のまちづくりをとりまく環境が変化してきているなかで、さらなる実効性の確保が課題となっております。バリアフリー法では、条例で義務付ける施設の追加、対象規模の引下げ、整備基準の強化など必要な事項を付加することが可能となりました。このような背景から、現行の川崎市福祉のまちづくり条例の第3章「施設の整備」で規定する建築物等のうち、公共性の高い建築物や整備基準等の一部を、バリアフリー法に基づく委任規定として第4章に追加する条例改正を行い、「改正川崎市福祉のまちづくり条例」を平成21年10月1日に施行いたしました（図1及び2参照）。

併せて、今回のバリアフリー法に基づく委任規定の追加に伴い、内容が重複する川崎市建築基準条例第4章第2節（特殊建築物の避難施設等）の規定の削除や、川崎市建築物における駐車施設の附置等に関する条例第8条の車いす使用者用駐車施設に関する規定も改正し、バリアフリーに対する整備基準の一元化を図りました。

また、高齢者、障害者等の公共交通機関を利用した移動の利便性及び安全性の向上を促進するため、公共交通事業者等に対し移動等円滑化のために必要な措置を講ずることを求めています。

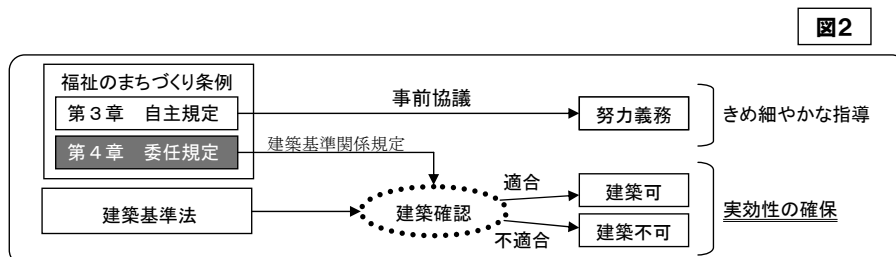
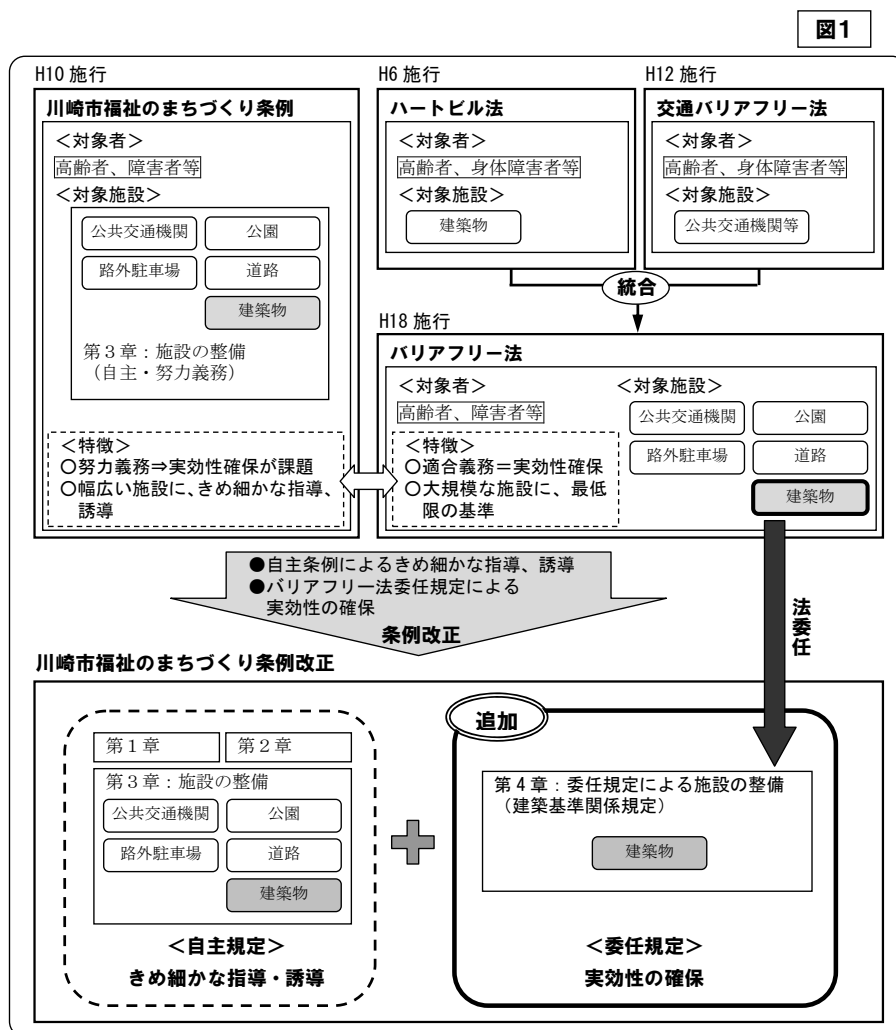
具体的には、①主務大臣が定める「基本方針」の

中に、2010年までに達成すべき目標を明示するとともに、②公共交通事業者が旅客施設を新たに建設し、若しくは旅客施設について主務省令で定める大規模な改良（移設等）を行うときは、公共交通移動等円滑化基準に適合させなければならない旨規定しています。また、③市町村は、一定規模の駅などの旅客施設を中心とした地区等（重点整備地区）を対象に、駅などの旅客施設、周辺の道路、駅前広場、信号機等のバリアフリー化を重点的かつ一体的に推進するため、基

本構想を作成することができるとされ、これに沿って関係者が協力してバリアフリー化のための事業を実施する規定も盛り込まれています。

本条例では原則として、全ての公共交通機関の施設で、全ての項目について事前協議が必要となります。

バリアフリー法による公共交通機関の施設や重点整備地区の整備と連携し、福祉のまちづくりを進めていきます。

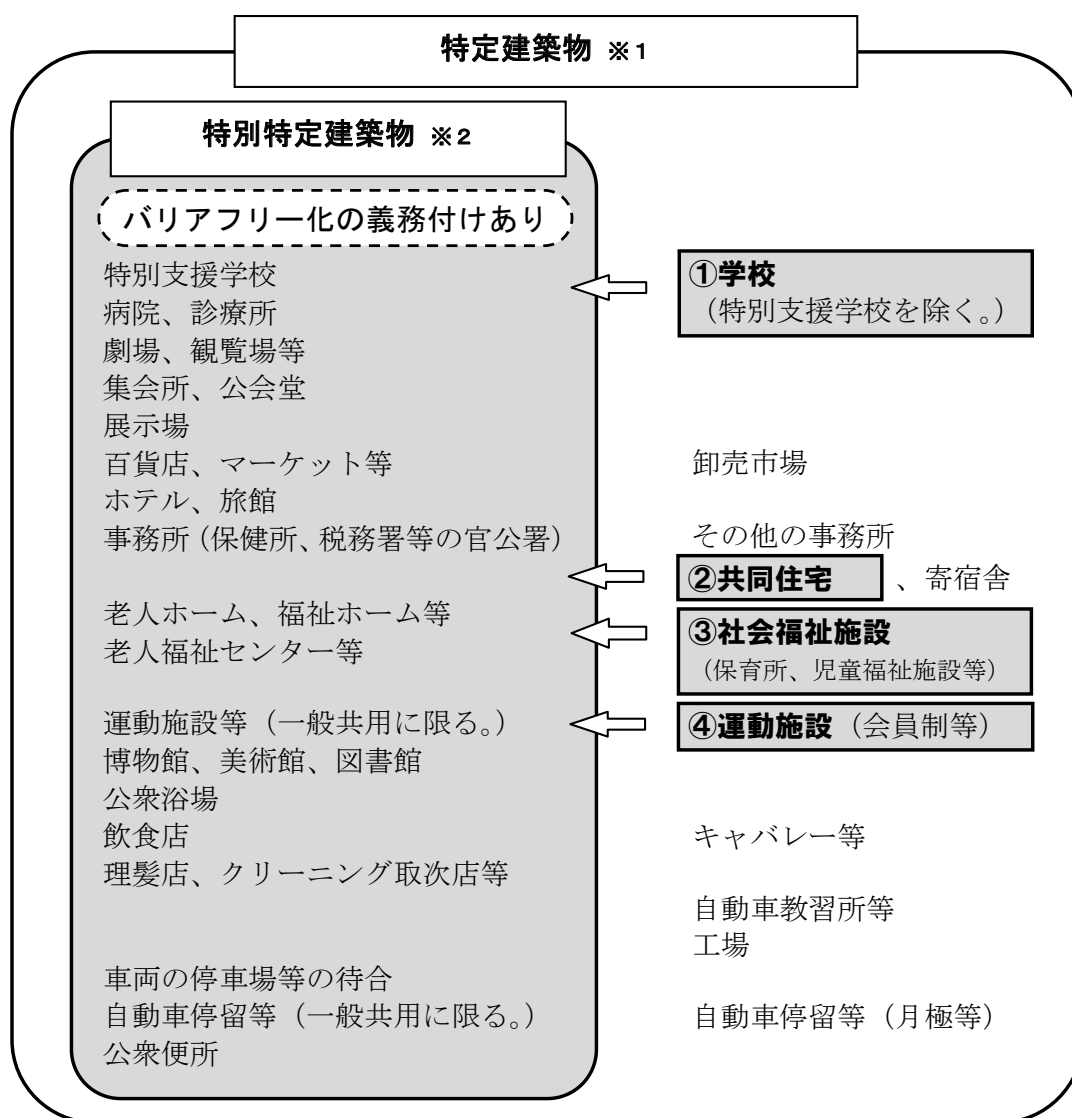


■バリアフリー化基準への適合が義務付けられる特別特定建築物の追加

バリアフリー法第14条第3項の規定に基づき、公共性が高い施設のバリアフリー化の促進や、障害者等の利用に配慮した住宅ストックを形成する観点から、特定建築物^{※1}のうち次に掲げるものを、一定の建築物移動等円滑化基準（以下、バリアフリー化基準）

への適合が義務付けられる特別特定建築物^{※2}に追加します。

- ①学校（特別支援学校を除く。）
- ②共同住宅
- ③社会福祉施設（保育所、児童福祉施設等）
- ④運動施設（会員制等）



※1) 特定建築物

バリアフリー法で規定する多数の者が利用する施設。バリアフリー化基準への適合は努力義務。

※2) 特別特定建築物

バリアフリー法で規定する不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する特定建築物。一定規模以上の建築等を行う場合は、バリアフリー化基準への適合が義務付けられる。

■バリアフリー化基準への適合が義務付けられる建築等の規模

バリアフリー法第14条第3項の規定に基づき、バリアフリー法及び第4章の委任規定で定めるバリア

フリー化基準への適合が義務付けられる建築等の規模を、法で定める規模(2000㎡以上)から、公共性が高くバリアフリー化の必要な特別特定建築物について、下表のとおりに引き下げます。

バリアフリー化基準への適合義務付けの対象用途	対象規模(床面積の合計)	
	新築	増築等の部分
<ul style="list-style-type: none"> ・学校 ・病院、診療所(患者の入院施設があるもの) ・保健所、税務署、官公署等 ・老人ホーム、福祉ホーム、老人福祉センター、保育所等の社会福祉施設 ・博物館、美術館又は図書館 ・車両の停車場等 	<p>0㎡以上 (法令では2000㎡以上)</p>	<p>2000㎡以上 (法令のとおり)</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・診療所(上記以外のもの) ・集会場又は公会堂 ・百貨店、マーケットなどの物品販売店舗等 ・公衆浴場 ・飲食店 ・理髪店、銀行などのサービス店舗等 	<p>500㎡以上 (法令では2000㎡以上)</p>	
<ul style="list-style-type: none"> ・劇場、観覧場、映画館又は演芸場 ・展示場 ・ホテル又は旅館 ・体育館、ボーリング場等の運動施設又は遊技場 	<p>1000㎡以上 (法令では2000㎡以上)</p>	
<ul style="list-style-type: none"> ・共同住宅 ・自動車の停留又は駐車施設 (一般の交通の用に供されるもの) ・公衆便所、公共用歩廊 	<p>2000㎡以上 (公衆便所は50㎡以上) (法令のとおり)</p>	

■バリアフリー化基準の強化

バリアフリー法第14条第3項の規定に基づき、第4章の委任規定で、階段、便所、通路等の基準を強化

します。上表で対象となる建築等を行う場合は、バリアフリー法で定める基準と第4章の委任規定で定める基準への適合が義務付けられます。

バリアフリー法で定める主な基準			
義務基準		<ul style="list-style-type: none"> ・敷地内の通路や出入口、廊下等の幅や段差の解消など ・階段の手すりや点状ブロックの敷設など ・車いす使用者が利用できる便所や昇降機、駐車場など 	
第4章の委任規定で定める主な基準 (第3章の自主規定で定める基準の一部を義務化)			
階段	幅員	幅は130cm以上(共同住宅を除く)	p. 50 参照
	手すり設置	手すりを設置(踊場も含む)	
	回り階段	主たる階段は、回り階段禁止	
便所	床表面仕上	床の表面は滑りにくい仕上げ	p. 56 参照
	車いす便所と便所の出入口の幅	幅は80cm以上	
移動等 円滑化 経路	出入口	外部出入口の幅は90cm以上	p. 40 参照
	廊下等	廊下等の幅は140cm以上(共同住宅を除く)	p. 44 参照
	傾斜路	傾斜路の幅は140cm以上(共同住宅を除く)	p. 46 参照
	敷地内の通路	敷地内通路の幅は140cm以上	p. 36 参照
		傾斜路の幅は140cm以上	p. 46 参照

4. 対象施設等

1)対象施設(次ページ参照)

本条例は、公共的施設、公共車両等、公共的建築物及び住宅を整備の対象とし、障害者、高齢者等が安全かつ快適に利用できる、だれもが住みやすいまちづくりを目指しています。

2)公共的施設(条例の対象施設で整備基準を定めた施設)

公共的施設は、条例で「官公庁の施設、社会福祉施設、医療施設、教育文化施設、公共交通機関の施設、宿泊施設、商業施設、共同住宅、事務所、道路、公園その他の不特定かつ多数の者の利用に供する施設」と定義し、その詳細は規則(第2条/別表第1)で定めております。

公共的施設を新築等をしようとする者に対しては整備基準の遵守義務(第11条)を、既存施設を設置又は管理する者に対しては整備基準への適合努力義務(第12条)を課しており、また、施設を整備基準に適合させた場合には、設置者又は管理者に対して、その維持及び保全努力義務(第13条)を課しております。

3)指定施設(条例の対象施設で指定施設記載の施設)

指定施設は、事前協議等の手続の対象となる施設で、公共的施設のうち、より公共性の高い施設又

は規模の大きい施設を対象としております。

指定施設の新築等をしようとする者には事前協議を義務づけ(第15条)、工事を完了したときは、工事完了の届出を義務づけております(第17条)。

また、事前協議を行わずに指定施設の工事に着手した者や、協議の内容と異なった工事を行った者に対しての「勧告」(第18条)についても規定しております。

規模等の要件について

- ・前述のとおり、指定施設は公共的施設の中から、施設の公共性、公益性を勘案して、規模等の要件により定めております。
- ・その結果、すべての施設を指定施設としたもの(官公庁の施設、公共交通機関の施設等)、用途面積が一定規模以上のものを指定施設としたもの(商業施設、共同住宅等)、用途面積以外の要件により事前協議等の対象となる整備基準の内容を変えたもの(医療施設の診療所等)があります。

●用途面積とは、当該用途に供する部分の床面積の合計であり、バックヤード等の利用者の利用に供しない部分の面積も含まれます。なお、建物内の駐車場部分を含みます。(実際に整備の対象となるのは、利用者の利用に供する部分のみです。)

4)一覽表

区 分	公共的施設	指定施設
1 官公庁の施設	官公庁及び規則第13条に規定する者の施設	すべての施設
2 社会福祉施設	(1) 児童福祉施設(保育所を除く。) (2) 身体障害者更生援護施設 (3) 精神障害者社会復帰施設 (4) 保護施設 (5) 授産施設 (6) 婦人保護施設 (7) 知的障害者援護施設 (8) 老人福祉施設及び有料老人ホーム (9) 母子福祉施設 (10) 母子健康センター (11) 介護老人保健施設 (12) その他これらに類する施設	すべての施設
3 医療施設	病院及び診療所	すべての施設
4 教育文化施設	(1) 学校(学校教育法(昭和22年 法律第26号)に基づくもの) (2) 保育所 (3) 自動車教習所 (4) 図書館 (5) 博物館 (6) 集会場及び公会堂 (7) 公民館 (8) その他これらに類する施設	すべての施設
5 公共交通機関の施設	(1) 鉄道の駅 (2) 港湾法(昭和25年 法律第218号)第2条第5項第7号に規定する旅客施設	すべての施設
6 鉄道の駅と一体として利用される施設	鉄道の駅と一体として利用される通路、駅前広場 その他これらに類する施設(13に該当するものを除く。)	すべての施設
7 宿泊施設	(1) ホテル及び旅館 (2) その他これらに類する施設	当該用途に供する部分の床面積の合計(増築の場合にあっては、増築後の当該用途に供する部分の床面積の合計。以下「用途面積」という。)が500㎡以上の施設
8 商業施設	(1) 銀行その他の金融機関の店舗 (2) 一般ガス事業者の営業所及び事務所 (3) 一般電気事業者の営業所及び事務所 (4) 認定電気通信事業者の営業所及び事務所 (5) 冠婚葬祭施設	(1) から(7) までにあつては、すべての施設 (8) から(17) までにあつては、用途面積が200㎡以上の施設

一覧表 (つづき)

区 分	公 共 的 施 設	指 定 施 設
8 商業施設(つづき)	(6) コンビニエンスストア(物品販売業を営む店舗のうち、用途面積が30㎡以上200㎡未満で、食料品を取り扱い、かつ、1日の営業時間が14時間以上であるものをいう。) (7) 調剤薬局 (8) 物品販売業を営む店舗((6) 及び(7) を除く。) (9) 飲食店 (10) 理容所 (11) 質屋の営業所 (12) クリーニング所 (13) 宅地建物取引業者の事業所 (14) 旅行業を営む者の営業所 (15) 美容所 (16) 貸衣装屋 (17) その他これらに類する施設	(1) から(7) までにあっては、すべての施設 (8) から(17) までにあっては、用途面積が200㎡以上の施設
9 共同住宅	共同住宅	用途面積が1,000㎡以上の施設
10 事務所	事務所(1及び8に該当するものを除く。)	用途面積が1,000㎡以上の施設
11 1から10までに掲げる施設に準ずるもの	(1) 地下街その他これに類する施設 (2) 公衆便所(他の用途の施設の附属施設であるものを除く。) (3) 公衆浴場 (4) 劇場、映画館、演芸場、観覧場及び遊技場 (5) 駐車場法(昭和32年 法律第106号)第2条第2号に規定する路外駐車場 (6) 展示場 (7) 体育館、ボーリング場、スキー場、スケート場、水泳場及びスポーツの練習場 (8) 寄宿舍 (9) 工場	(1) から(3) までにあっては、すべての施設 (4) にあっては、用途面積が300㎡以上の施設 (5) から(7) までにあっては、用途面積が500㎡以上の施設 (8) 及び(9) にあっては、用途面積が1,000㎡以上の施設
12 複合施設	1から11に掲げるものの2以上の異なる用途に供する建築物(異なる用途に供する部分が明確に区分され、出入口等の主要な部分を共有しないものを除く。)	用途面積が1,000㎡以上の施設
13 道路	道路法(昭和27年 法律第180号)第2条第1項に規定する道路	
14 公園	(1) 公園及び緑地 (2) 動物園、植物園及び遊園地 (3) その他これらに類する施設	

5. 整備基準

1) 整備基準の位置付け

整備基準は、公共的施設を障害者、高齢者等が安全かつ快適に利用できるものとするために必要な基準であり、条例第10条の規定を受けて規則の【別表第2 公共交通機関の施設、鉄道の駅と一体として利用される施設、道路及び公園以外の公共的施設】、【別表第3 公共交通機関の施設】、【別表第4 鉄道の駅と一体として利用される施設】、【別表第5 道路】及び【別表第6 公園】について、整備基準を定めております。

また、既存の施設についてもこの整備基準に適合させるための措置を講ずるよう努める旨の規定を設けております。

2) 整備基準の適用箇所

整備基準は「1 敷地内通路、2 外部出入口、3 内部出入口…」というように個々の整備項目を掲げておりますが、条例の趣旨は「不特定かつ多数の者の利用する」施設について整備基準を定めることにあ

ります。

したがって、施設の従業員や管理人など特定の者が利用する部分、通常は一般の利用に供しない部分などについては整備の対象とせず、高齢者、障害者等の利用者が利用する施設のうち、これら利用者が実際に利用する部分について、整備基準に適合させることとしております。

ただし、障害者の社会参加のためには、就業者が利用する部分などについてもバリアフリー化されることが望ましいなど、条例に基づく義務付けを越えた部分の整備についても、配慮していただくようお願いしているところです。

●お願い

この整備マニュアルは、各公共的施設に共通する内容、基本的な整備内容を説明しております。従って、施設の設定目的から更に整備が必要な箇所、あるいは施設の構造等から配慮が必要な箇所については、「整備基準についての基本的考え方」を参考に障害者、高齢者等の利用しやすい施設整備をお願いします。

3)整備項目適用表 (事前協議の対象となる指定施設と整備項目)

○建築物等の適合項目表

指定施設名称	用途面積 (以上～未満)	1 官公庁 の施設	2 社会福祉 施設	3 医療施設		4 教育文化施設				7 宿泊施設		
				病院、病室 を有する 診療所	病室を 有しない 診療所	(1) 学校 (2) 保育所	(3) 自動車 教習所	(4) 図書館 (5) 博物館	(6) 集会場 公会堂 (7) 公民館	(1) ホテル ・旅館		
	0～200㎡											
	200～300㎡											
	300～500㎡											
	500～1000㎡											
	1000㎡～											
整備項目及び整備基準												
1.敷地内通路	有効幅員	140cm以上										
	路面の仕上げ	滑りにくく、水はけの良い仕上げ										
	傾斜路及び段差解消機	高低差がある場合は、「傾斜路又は段差解消機」を設置	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
	段	段を設ける場合は「階段」に定める構造										
2.外部出入口	排水溝の溝ふた	つえ等が落ち込まない構造										
	有効幅員	90cm以上										
	段	車いす使用者の通行の妨げとなる段を設けない										
	床面の仕上げ	滑りにくい仕上げ										
	戸の構造	自動的に開閉又は障害者等が円滑に利用できる構造	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
	戸の前後	車いす使用者が戸の開閉をするために必要な水平面を設置										
3.内部出入口	衝突防止措置	戸の全面が透明な場合は、衝突を防止する措置を講ずる										
	通路との接続	「敷地内通路」と接続										
	有効幅員	80cm以上										
	段	車いす使用者の通行の妨げとなる段を設けない										
4.廊下等	戸の構造	自動的に開閉又は障害者等が円滑に利用できる構造	●	●	●	▲	●	●	●	●	●	●
	戸の前後	車いす使用者が戸の開閉をするために必要な水平面を設置										
	有効幅員	140cm以上 (共同住宅、寄宿舎は回転スペースを設け120cm以上)										
	床面の仕上げ	滑りにくい仕上げ										
	傾斜路及び段差解消機	床面に高低差がある場合は「傾斜路又は段差解消機」を設置	●	●	●	▲	●	●	●	●	●	●
5.傾斜路	手すり	手すりを設置										
	曲がり角	車いす使用者の通行に支障のない構造										
	有効幅員	140(120)cm以上、階段併設90cm以上										
	勾配	1/15(1/12)以下、高低差20(16)cm未満・屋内は1/12(1/8)以下										
	踊場	高低差60(75)cm以内ごとに踏幅150cm以上の踊場	●	●	●	(●)	●	●	●	●	●	●
	手すり	高低差16cmを超える場合は、手すりを設置										
6.階段	転落防止措置	両側は転落を防ぐ構造										
	床面の仕上げ	滑りにくい仕上げ										
	有効幅員	130cm以上 (幅員規定なし)										
	主たる階段の形状	回り階段としない										
7.エレベーター	手すり	手すりを設置	●	●	●	(●)	●	●	●	●	●	●
	床面の仕上げ	滑りにくい仕上げ										
	段の仕上げ及び構造	段を識別しやすいものとし、かつ、つまずきにくい構造										
	出入口の有効幅員及び構造	有効幅員はそれぞれ80cm以上										
	かごの広さ	間口140cm以上、奥行き135cm以上 (車いす使用者と他の利用者が同時利用できる広さ)										
	床面の形状	車いすの転回に支障がないものとし、かつ、滑りにくい仕上げ										
	かご内の表示	停止する予定の階及び現在位置を表示する装置を設置										
	かご内の音声装置	停止した階並びに出入口の開鎖を音声により知らせる装置を設置										
	鏡	出入口の状況を確認する鏡を設置										
	手すり	かご内の左右両面の側板に設置										
制御装置	かご内及び乗降ロビーにおいて、車いす使用者の利用しやすい位置に設置、1以上にインターホンを設置	●	▲ 1000㎡ 未満	▲ 1000㎡ 未満	▲ 1000㎡ 未満	▲ 1000㎡ 未満	●	●	▲	●	▲	●
点字表示	かご内及び乗降ロビーの制御装置の操作の表示及び階の表示を点字その他の方法により行う		● 1000㎡ 以上	● 1000㎡ 以上	● 1000㎡ 以上	● 1000㎡ 以上						
乗降ロビーの広さ	幅及び奥行きは、それぞれ150cm以上											
音声装置	乗降ロビーには、停止するかごの昇降方向を音声により知らせる装置を設置											

●：整備が必要な項目 (●)：()内の基準での整備が必要な項目 ▲：整備に努める項目

8 商業施設										11 1～10までに掲げる施設に準ずる施設												
(1)金融機関 (2)ガス (3)電気 (4)通信	(5)冠婚葬祭 施設	(6)コンビニ エンスストア (30～ 200㎡)	(7)調剤薬局			(8)～(17)※				9 共同住宅	10 事務所	(1)地下街等	(2)公衆便所	(3)公衆浴場	(4)劇場・映 画館・演芸場 ・観覧場・遊 技場	(5)路外 駐車場 (機械式駐 車場を除く)	(6)展示場	(7)体育館・ ホール・ラ ウンゲ 場等	(8)寄宿舍	(9)工場	12 複合施設	
●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
●	●	▲	▲	▲	●	●	▲	●	●	●	●	●	●	▲	●	●	●	●	●	●	●	●
●	●	▲	▲	▲	●	●	▲	●	●	(●)	●	●	●	▲	●	●	●	●	(●)	●	●	●
●	●	(●)	(●)	(●)	●	●	(●)	●	●	●	●	●	●	(●)	●	●	●	●	●	●	●	●
●	●	(●)	(●)	(●)	●	●	(●)	●	●	●	●	●	●	(●)	●	●	●	●	●	●	●	●
▲ 1000㎡ 未満	▲ 1000㎡ 未満	▲	▲	▲	▲ 1000㎡ 未満	● 1000㎡ 以上	▲	▲	▲ 1000㎡ 未満	▲ 1000㎡ 未満又は 3階以下	▲ 1000㎡ 未満又は 3階以下	▲ 1000㎡ 以上	▲ 1000㎡ 未満	▲ 1000㎡ 未満	▲ 1000㎡ 未満	▲ 1000㎡ 未満	▲ 1000㎡ 未満	▲ 1000㎡ 未満又は 3階以下	▲ 1000㎡ 未満又は 3階以下	▲ 1000㎡ 未満又は 3階以下	▲ 1000㎡ 未満又は 3階以下	▲ 1000㎡ 未満又は 3階以下
● 1000㎡ 以上	● 1000㎡ 以上								● 1000㎡ 以上	(●) 1000㎡ 以上かつ 4階以上	(●) 1000㎡ 以上かつ 4階以上	● 1000㎡ 以上	● 1000㎡ 以上	● 1000㎡ 以上	● 1000㎡ 以上	● 1000㎡ 以上	● 1000㎡ 以上	(●) 1000㎡ 以上かつ 4階以上	(●) 1000㎡ 以上かつ 4階以上	(●) 1000㎡ 以上かつ 4階以上	(●) 1000㎡ 以上かつ 4階以上	

※ (8) 物品販売業を営む店舗【(6),(7)を除く】 (13) 宅地建物取引業者の事務所
 (9) 飲食店 (14) 旅行業を営む者の営業所
 (10) 理容所 (15) 美容所
 (11) 質屋の営業所 (16) 貸衣裳屋
 (12) クリーニング所 (17) その他これらに類する施設

○建築物等の適合項目表

指定施設名称		用途面積 (以上～未満)	1 官公庁の施設		2 社会福祉施設		3 医療施設		4 教育文化施設				7 宿泊施設			
			(1) 学校 (2) 保育所	(3) 自動車 教習所	(4) 図書館 (5) 博物館	(6) 集会場 公会堂 (7) 公民館	(1) ホテル ・旅館	病院、病室 を有する 診療所	病室を 有しない 診療所							
整備項目及び整備基準		0～200㎡														
		200～300㎡														
		300～500㎡														
		500～1000㎡														
		1000㎡～														
8. 便所	(1) 多機能トイレ	設置数	1以上(男女用の区別があるときは、それぞれ1以上)													
		出入口の有効幅員	便所及び便房の出入口の有効幅員は、それぞれ80cm以上													
		出入口の戸の構造	出入口の戸は、車いす使用者が円滑に利用できる構造													
		便房の広さ	幅及び奥行きの内法は、それぞれ200cm以上													
		段	車いす使用者の通行の妨げとなる段を設けない													
		便器・手すり	腰掛式とし、手すりを設置	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
		付属機器	使いやすいものとし、非常用呼び出しボタン、フラッシュペルなどの緊急通報装置を必要に応じて設けること													
		床面の仕上げ	滑りにくい仕上げ													
		洗面器	便房内には、障害者等が円滑に利用できる構造の洗面器を設置													
		荷物台の設置	便房内に荷物台を設置するよう努める	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲
	複数階に設置	外部出入口のある階及び施設規模に応じて複数階に設置するよう努める	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	
	表示	便所の出入口には、多機能トイレである旨を表示														
	小便器	小便器を設置する場合は、1以上を手すり付きの床置き等とする	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
	水洗器具	1以上の便房内にオストメイト対応の水洗器具を設置														
	(2) 多機能トイレ以外のトイレ	設置数	1以上(男女用の区別があるときは、それぞれ1以上)													
		有効幅員	便所及び便房の出入口の有効幅員は、それぞれ80cm以上													
		段	便所及び便房の出入口には、段を設けない													
床面の仕上げ		滑りにくい仕上げ	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
便器・手すり		腰掛式とし、手すりを設置														
洗面器		障害者等が円滑に利用できる洗面器を1以上設置														
9. 駐車場	車いす使用者用駐車施設	設置数	100台以下の場合1以上、100台超の場合1/100以上													
		広さ	幅350cm以上×奥行き500cm以上、ただし1台以上を幅370cm以上×奥行き600cm以上	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
		設置場所	「外部出入口」に近接した水平な場所													
		表示	車いす使用者用駐車施設である旨を見やすい方法で表示													
10. レジ通路等	有効幅員	1以上のレジ通路等の有効幅員は90cm以上									●	●	●			
11. 浴室	設置数	1以上(男女用の区別があるときは、それぞれ1以上)														
	出入口の有効幅員	80cm以上														
	段	出入口には車いす使用者の通行の妨げとなる段を設けない			●	●									●	
	戸の構造	障害者等が円滑に利用できる構造														
	脱衣室・洗い場の床面	滑りにくい仕上げ														
	手すり	浴槽及び洗い場には、必要に応じて手すりを設置														
	浴槽の縁の高さ	障害者等の円滑な利用に配慮した高さ														
12. シャワー室及び更衣室	設置数	1以上(男女用の区別があるときは、それぞれ1以上)														
	出入口の有効幅員	80cm以上														
	段	出入口には車いす使用者の通行の妨げとなる段を設けない			●	●										
	戸の構造	障害者等が円滑に利用できる構造														
	床面の仕上げ	滑りにくい仕上げ														
	手すり	1以上には、手すりを設置														
	シャワー用の区画	1以上には、壁付ベンチを設置するよう努める			▲	▲										

○建築物等の適合項目表

指定施設名称	用途面積(以上～未満)	1 官公庁 の施設	2 社会福祉 施設	3 医療施設		4 教育文化施設					7 宿泊施設		
				病院、病室 を有する 診療所	病室を 有しない 診療所	(1) 学校 (2) 保育所	(3) 自動車 教習所	(4) 図書館 (5) 博物館	(6) 集会場 公会堂 (7) 公民館	(1) ホテル ・旅館			
	0～200㎡												
	200～300㎡												
	300～500㎡												
	500～1000㎡												
	1000㎡～												
13.客室	設置数	100室以下の場合1室以上、100室超の場合1/100以上											
	出入口の構造	「内部出入口」に定める構造											
	床面の仕上げ	滑りにくい仕上げ											
	手すり	必要に応じて、手すりを設置											
	室内の広さ	車いす使用者が円滑に移動し、回転できるよう十分な広さを確保											
	ベッドの高さ	車いすの座面の高さと同程度の高さを確保											
	便房	「内部出入口」を有し、床面積が確保され、かつ腰掛便座、手すり等が適切に配置された便房を設置											
	浴室	「内部出入口」を有し、浴槽、手すり等が適切に配置された浴室を設置											
14.観覧席及び客席並びに舞台	車いす使用者用席	設置数	500席以下の場合2席以上、500席超の場合1/200以上										
	広さ	幅90cm以上 × 奥行き140cm以上											
	床面の仕上げ	滑りにくい仕上げ											
	設置場所	出入口から近接し、段差なく到達できる場所とする											
	席に至る通路の幅員	人と車いす使用者のすれ違いができる幅員を確保											
	舞台への経路の確保	舞台に上がることができる経路を確保											
15.カウンター及び記載台	高さ	75cmを標準とする											
	けこみ	下部には車いす使用者が円滑に利用できる構造のけこみを設置											
16.公衆電話機及び公衆電話台	形式及び高さ	可動式又は固定式台を設置、固定式台の高さは75cm程度を標準とする											
	けこみ	下部には車いす使用者が円滑に利用できる構造のけこみを設置											
	電話機	障害者・高齢者等が円滑に利用できる公衆電話機											
17.案内標示	案内設備	障害者等が見やすく、かつ、分かりやすい高さ、照明、文字の大きさ、表記方法											
	視覚障害者に対する案内設備	点字その他の方法による表示											
	標識	障害者等が見やすい位置に設置し、分かりやすい内容											
18.非常口及び誘導設備	非常口及び誘導設備	非常口には段を設けない											
		非常時を知らせる点滅灯又は点滅灯と連動した電光表示板を設置するよう努める											
		一斉放送ができる設備を設置するよう努める											
19.休憩設備及び授乳場所	休憩設備及び授乳場所	利用者の休憩用の設備を設けるよう努める											
20.視覚障害者の安全かつ円滑な利用に必要な設備	視覚障害者誘導用ブロックの敷設又は音声誘導設備の設置	敷地内通路											
		外部出入口の戸の前後											
		外部出入口から受付等に至る廊下等											
		傾斜路の上端及び下端並びに踊場											
		階段の上端及び下端並びに踊場											
	エレベーターの乗降ロビー												
	点字その他の案内設備	必要に応じて廊下等、階段、傾斜路の手すりの終始端部、便所、客室の出入口に設置するよう努めること											
エスカレーターのかし板	ステップ部と区別しやすい色												
21.聴覚障害者の安全かつ円滑な利用に必要な設備	文字情報表示設備の設置	利用者の案内、呼び出しのための窓口等に設置											
	文字表示設備の設置	利用者の利用に供する会議室に、スクリーン等及びスクリーン等に文字を映し出せる機器を設置											
	聴覚障害者の聴力を補う設備の設置	客席に設置するよう努める											
	手話通訳者の配置	受付等に配置するよう努める											

●：整備が必要な項目 (●)：()内の基準での整備が必要な項目 ▲：整備に努める項目

8 商業施設											11 1～10までに掲げる施設に準ずる施設											12 複合施設	
(1)金融機関 (2)ガス (3)電気 (4)通信	(5)冠婚葬祭 施設	(6)コンビニ エンスストア (30～ 200㎡)	(7)調剤薬局			(8)～(17)※					9 共同住宅	10 事務所	(1)地下街等	(2)公衆便所	(3)公衆浴場	(4)劇場・映 画館・演芸場 ・観覧場・遊 技場	(5)路外 駐車場 (機械式駐 車場を除く)	(6)展示場	(7)体育館・ ホール等	(8)寄宿舍	(9)工場		

※ (8) 物品販売業を営む店舗 [(6), (7)を除く] (13) 宅地建物取引業者の事務所
 (9) 飲食店 (14) 旅行業を営む者の営業所
 (10) 理容所 (15) 美容所
 (11) 質屋の営業所 (16) 貸衣裳屋
 (12) クリーニング所 (17) その他これらに類する施設

6. 手続きについて

1) 事前協議について

指定施設の新築等（新築、新設、増築、改築、用途の変更、大規模の修繕又は大規模の模様替え）を行う場合は、条例第15条の規定により、建築確認申請を要する施設は確認申請をする日の30日前まで、その他の施設は工事に着手する日の30日前までに事前協議を行うと規定しておりますが、修正が必要となった場合等のため、早めの協議をお願いします。

●事前協議の添付資料等は「福祉のまちづくり条例に基づく協議ガイド」をご覧ください。

2) 工事の完了について

工事の完了後速やかに、条例第17条第1項の規定により工事完了届を提出してください。工事完了届により、完了検査を行い、検査結果を通知します。

3) 整備基準適合証の交付について

工事完了検査の結果、整備基準に適合しているときは、適合証の交付を請求することができます。この場合、適合証交付請求書の添付書類は不要です。

適合証は、公共的施設のうち、事前協議の対象としない施設や、既存の施設についても整備基準に適合していれば、請求することができます。